

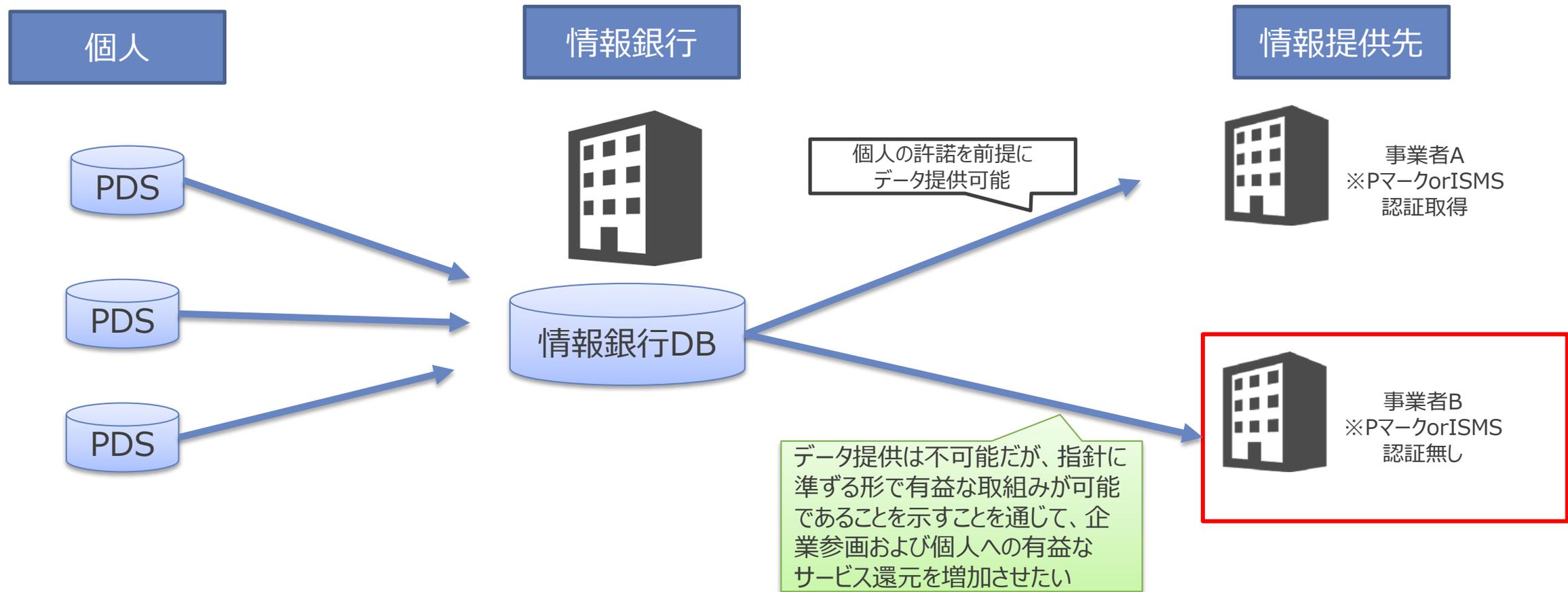


例外ケースにおける秘密計算の活用事例について

2021年2月10日
株式会社NTTデータ

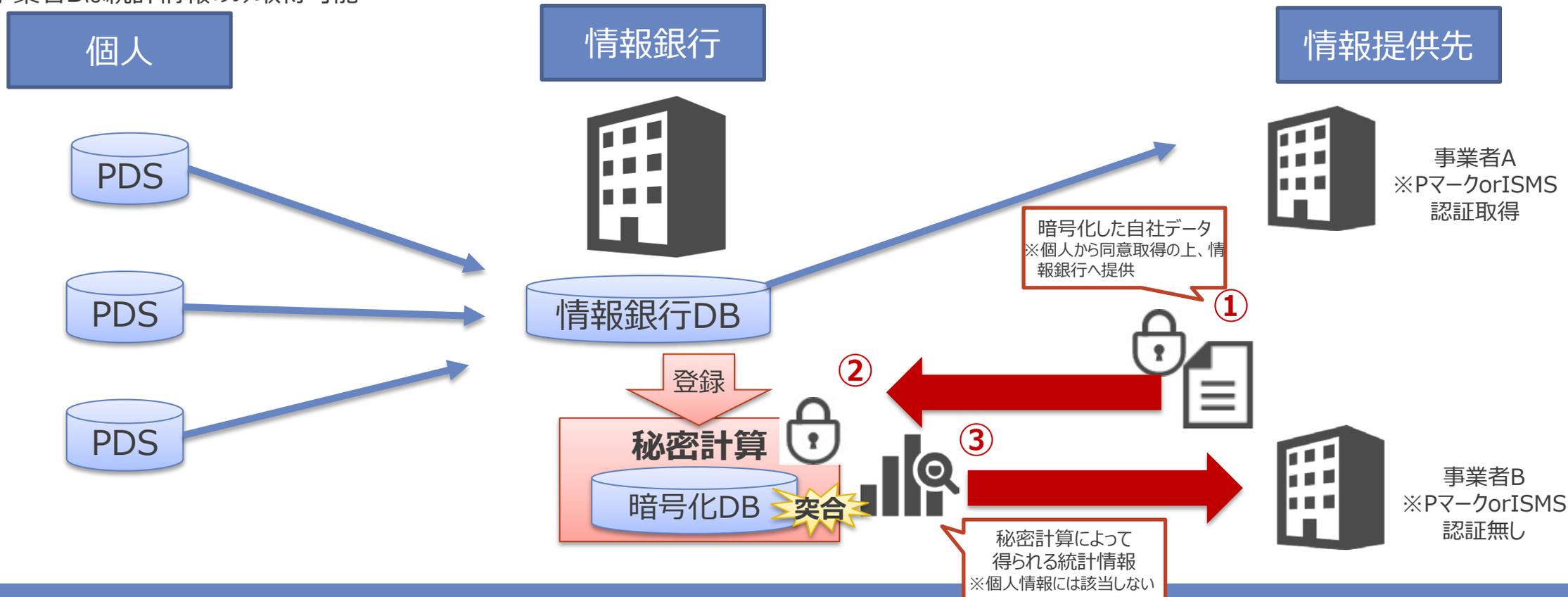
参画企業を増加させるための方策

PマークやISMS等の認証を取得していない場合であっても、現在の指針に準ずる形で参画企業を増加させたい。



「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」の例外規定2点目「提供先において特定の個人を識別できないよう～（後略）」に準ずる形で「ISO/IEC 19592-2 に基づく秘密分散をデータ形式とする秘密計算を活用し、事業者Bに該当する企業に対して、分析結果を返却する仕組みを構築することはどうか。

- ①事業者Bは暗号化した自社データを情報銀行に提供
- ②情報銀行は暗号化されたDBに対してのみ事業者Bのアクセスを許可
秘密計算上で情報銀行DBのデータを事業者Bのデータを分析
- ③事業者Bは統計情報のみ取得可能



秘密計算を活用した場合の具体的な想定イメージ

秘密計算を活用することにより、
実データを扱う資格を持たない情報提供先企業へ対しても統計結果を返却することが可能となり、
個人に対し、より良いサービス提供が可能になると想定する。

情報銀行のデータの提供を受け
ることなく、統計結果を基により
精度の高いレコメンドが可能に

情報銀行内の秘密計算上では
情報銀行が保有するデータと情報
提供先が保有するデータを突合



情報提供先事業者
※PマークorISMS
認証無し



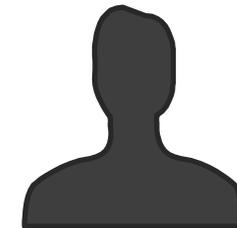
情報銀行



情報提供元
事業者



統計分析結果



個人

統計分析結果も踏まえた
サービス提供を受ける

得られる結果は統計値であり、
個人情報には含まない



NTT DATA

Trusted Global Innovator